

みどり市移住支援金支給要綱

令和3年3月31日
告示第50号

みどり市移住支援金支給要綱(令和元年みどり市告示第23号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、首都圏から本市への移住者にみどり市移住支援金(以下「移住支援金」という。)を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、首都圏から本市への移住を促進するとともに、地域の活性化に資する人材を確保するため、移住支援金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件及び移住支援金の額)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する転入者に対し、予算の範囲内において、60万円の移住支援金を支給する。

(1) 次に掲げる移住元に関する要件を全て満たす者

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関)へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もア又はイの対象期間とすることができる。

(2) 次に掲げる移住先に関する要件を全て満たす者

ア 本市に平成31年4月26日以降(前号ウ並びに次号イ及びウの要件を適用する場合は令和3年4月1日以降。次号オの要件を適用する場合は令和4年4月1日以降)に転入したこと。

イ 移住支援金の本申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

ウ 本市に、移住支援金の本申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) 次に掲げる地域の担い手としての役割に関する要件のいずれかを満たす者

ア 次に掲げる就職に関する要件(一般の場合)を全て満たす者

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて(イ)の求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) (イ)の求人を行った法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 次に掲げる就職に関する要件(専門人材の場合)を全て満たす者
- (ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
 - (イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、本申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (エ) 当該就業先において、移住支援金の本申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ウ 次に掲げるテレワークに関する要件を全て満たす者
- (ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。
- エ 次に掲げる起業に関する要件を満たす者
- (ア) 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して群馬県が実施する起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。
- オ 次に掲げる関係人口に関する要件を全て満たす者
- (ア) ふるさと思いやり寄付金(みどり市ふるさと思いやり寄付金条例(平成20年みどり市条例第19号)に基づく寄附をいう。以下同じ。)を行った者又はふるさと応援団(みどり市ふるさと応援団設置要綱(平成19年みどり市告示第24号)に基づくもの。以下同じ。)の団員であること。
 - (イ) 本市に所在する新築、建売若しくは中古の住宅を取得した者又は本市に本社を置く企業(就職者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている企業を除く。)に、週20時間以上の無期雇用契約に

基づいて就業し、本申請時において連続して3か月以上在職している者であつて、本申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 40歳未満の者

(4) 次に掲げるその他の要件を全て満たす者

ア 暴力団(みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)でないこと。

イ 暴力団員(みどり市暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

ケ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

コ その他群馬県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 前項の規定を全て満たす者が2人以上の世帯向けの金額を申請する場合において、次に掲げる世帯に関する要件を全て満たすときの移住支援金の額は、前項の規定にかかわらず、100万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大30万円を加算(18歳未満の世帯員の加算は令和4年4月1日以降に転入したこと)とする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月26日以降(前項第1号ウ及び同項第3号イ及びウの要件を適用する場合は令和3年4月1日以降。前項第3号オの要件を適用する場合は令和4年4月1日以降)に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(令4告示58・一部改正)

(仮申請)

第3条 本市に転入し、かつ地域の担い手としての役割に関する要件を満たす者であつて、移住支援金の支給を受けようとするものは、前条第1項第3号ア又はイの要件を満たす場合は移住先の対象法人等での採用決定後、同号ウ又はオの要件を満たす場合は転入後、同号エに関する要件を満たす場合は地方創生起業支援事業に係る起業支援

金の交付決定を受けた後に、みどり市移住支援金支給申請書(仮申請用)(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
 - (2) 移住元の住民票の除票の写し(世帯向けの金額を申請する場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
 - (3) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)。ただし、前条第1号で東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。
 - (4) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)及び個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)。ただし、前条第1項第1号で東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。
 - (5) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書等(在学期間を確認できる書類)。ただし、前条第1項第1号ウの要件を満たす場合に限る。
 - (6) 就業証明書(移住支援金の仮申請用)(様式第2号)。ただし、前条第1項第3号ア又はオの要件を満たす場合に限る。
 - (7) 就業証明書(移住支援金の仮申請用)(様式第3号)。ただし、前条第1項第3号イの要件を満たす場合に限る。
 - (8) 就業証明書(移住支援金の仮申請用)(様式第4号)。ただし、前条第1項第3号ウの要件を満たす場合に限る。
 - (9) 起業支援金の交付決定通知書。ただし、前条第1項第3号エの要件を満たす場合に限る。
 - (10) 関係人口要件に係る認定申請書(仮申請用)(様式第5号)。ただし、前条第1項第3号オの要件を満たす場合に限る。
- 2 市長は、前項の書類の提出を受けた後、次条に定める申請時期以外の要件具備の有無について速やかに審査を行い、みどり市移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果について(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(令4告示58・一部改正)

(本申請)

第4条 前条の仮申請を行った者は、転入から3か月以上1年以内(第2条第1項第3号ア、イ又はオの要件を満たす者については、就業からも3か月経過後)に、みどり市移住支援金支給申請書(本申請用)(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (3) 就業証明書(移住支援金の本申請用)(様式第8号)。ただし、第2条第3号ア、イ又はオの要件を満たす場合に限り、移住先の就業先のものとする。
- (4) 就業証明書(移住支援金の本申請書用)。ただし、第2条第1項第3号ウの要件を満たす場合に限り、所属先企業等のものとする。

(令4告示58・一部改正)

(支給決定及び支給方法)

第5条 市長は、前条の申請が第2条第1項第1号から第4号まで(2人以上の世帯向けの申請を受ける場合にあっては、同条第2項の要件も含む。)の要件を満たしていると認めるときは、みどり市移住支援金事業に係る移住支援金の支給決定通知書(様式第9号)を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

(令4告示58・一部改正)

(支援金の返還)

第6条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に該当するときは、当該各号に定める額の移住支援金の返還を請求するものとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき 移住支援金の全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出したとき 移住支援金の全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき(第2条第1項第3号ア、イ又はオの要件を満たすことにより移住支援金を受給したときに限る。) 移住支援金の全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき 移住支援金の全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出したとき 移住支援金の額に2分の1を乗じて得た額

(令4告示58・一部改正)

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第58号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。